令和　　年度　市民税・県民税・国民健康保険税　申告書

竹原市長　様

台帳番号		33

現住所		申告年月日	令和　　年　　月　　日
1月1日現在の住所		生年月日	明・大 昭・平・令　　年　　月　　日
フリガナ		個人番号	
氏名		業種又は職業	
世帯主の氏名	続柄	電話番号	

収入金額等

			円
事業	営業等	ア	
事業	農業	イ	
不動産		ウ	
利子		エ	
配当		オ	
給与		カ	
雑	公的年金等	キ	
雑	業務	ク	
雑	その他	ケ	
総合譲渡	短期	コ	
総合譲渡	長期	サ	
一時		シ	

所得金額

事業	営業等	①
事業	農業	②
不動産		③
利子		④
配当		⑤
給与		⑥
雑	公的年金等	⑦
雑	業務	⑧
雑	その他	⑨
合計(⑦+⑧+⑨)		⑩
総合譲渡・一時		⑪
合計		⑫

所得から差し引かれる金額

社会保険料控除		⑬	
小規模企業共済等掛金控除		⑭	
生命保険料控除		⑮	
地震保険料控除		⑯	
寡婦、ひとり親控除		⑰～⑱	0 0 0
勤労学生・障害者控除		⑲～⑳	0 0 0
配偶者(特別)控除		㉑～㉒	0 0 0
扶養控除		㉓	0 0 0
特定親族特別控除		㉔	0 0 0
基礎控除		㉕	0 0 0
⑬～㉕までの計		㉖	
雑損控除		㉗	
医療費控除	区分 □	㉘	
合計 (㉖+㉗+㉘)		㉙	

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

⑬ 社会保険料控除

社会保険の種類	支払った保険料
	円
合計	

⑮ 生命保険料控除

新生命保険料の計	円
介護医療保険料の計	円
新個人年金保険料の計	円
旧生命保険料の計	円
旧個人年金保険料の計	円

⑯ 地震保険料控除

地震保険料の計	円
旧長期損害保険料の計	円

⑰～⑲ 寡婦・ひとり親・勤労学生控除

⑰ □寡婦控除　□死別　□生死不明　□離婚　□未帰還

⑱ □ひとり親

⑲ □勤労学生控除　(学校名)

⑳ 障害者控除

氏名		障害の種類・程度	身体・療育・精神 認定書・その他
個人番号			級・度
氏名		障害の種類・程度	身体・療育・精神 認定書・その他
個人番号			級・度

㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

配偶者の氏名	生年月日	配偶者の合計所得金額
	明・大 昭・平　　年　　月　　日	円
個人番号		□ 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)

㉓～㉔ 扶養控除・特定親族特別控除

氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
	明・大 昭・平　　年　　月　　日	同居・別居		万円
個人番号			特親	
	明・大 昭・平　　年　　月　　日	同居・別居		
個人番号			特親	
	明・大 昭・平　　年　　月　　日	同居・別居		
個人番号			特親	

16歳未満の扶養親族(控除対象外)

	平・令　　年　　月　　日	同居・別居	
個人番号			
	平・令　　年　　月　　日	同居・別居	
個人番号			
	平・令　　年　　月　　日	同居・別居	
個人番号			

当該親族等が特定親族である場合は、「特親」欄に○を記入してください。
別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

扶養控除額の合計

㉗ 雑損控除

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	年　月　日	
損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
円	円	円

㉘ 医療費控除

支払った医療費等	保険金などで補填される金額
円	円

○所得のなかった場合

1. 学生　5. 失業
2. 家事　6. 遺族年金
3. 病気　7. 障害年金
4. 生活保護　8. その他

→ その他の場合の具体的状況

給与・公的年金などに係る所得以外（令和　年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

□ 給与から差引き(特別徴収)　□ 自分で納付(普通徴収)

6　給与所得の内訳

①事業所種別	
勤務先所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円
②事業所種別	
勤務先所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円
③事業所種別	
勤務先所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円
④事業所種別	
勤務先所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円

7　事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	差引金額
		円	円	円

8　配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払確定年月	収入金額	必要経費
		円	円
	国外株式等に係る外国所得税額		

9　雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	収入金額	必要経費
	円	円

10　総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額（収入金額－必要経費）	特別控除額	所得金額（差引金額－特別控除額）
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ　円
	長期					ロ
一時						ハ
					合計 イ＋[(ロ＋ハ)×1/2]	ニ

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のニの金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

11　事業専従者に関する事項

1	フリガナ		続柄		生年月日		専従者給与（控除）額
	氏名						
	個人番号				従事月数		
2	フリガナ		続柄		生年月日		専従者給与（控除）額
	氏名						
	個人番号				従事月数		
3	フリガナ		続柄		生年月日		専従者給与（控除）額
	氏名						
	個人番号				従事月数		
	所得税における青色申告の承認の有無				合計額		

13　事業税に関する事項

非課税所得等	所得金額　円
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類
	損失額、被災損失額(白)　円
前年中の開(廃)業	開始・廃止
	月　日
□ 他都道府県の事務所等	

12　別居の扶養親族に関する事項

1	フリガナ	個人番号		国外居住	□配偶者　□30歳未満又は70歳以上 □留学　□障害者 □38万円以上の支払
	氏名	住所			
2	フリガナ	個人番号		国外居住	□配偶者　□30歳未満又は70歳以上 □留学　□障害者 □38万円以上の支払
	氏名	住所			
3	フリガナ	個人番号		国外居住	□配偶者　□30歳未満又は70歳以上 □留学　□障害者 □38万円以上の支払
	氏名	住所			

14　寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分（特例控除対象）		円
住所地の共同募金会、日赤支部分、都道府県、市町村分(特例控除対象以外)		
条例指定分	都道府県	
	市区町村	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄付金税額控除申告書(二)」を提出してください。

その他の事項・備考欄

配当に関する住民税の特例			円
農業	円	免税所得	円

15　所得金額調整控除に関する事項

フリガナ		個人番号			特別障害者に該当する場合	別居の場合の住所	
氏名		続柄		生年月日			

○申告をしないとき、申告が遅れたとき、または申告書に必要事項の記載がなかったときは不利になることがあります。

源泉徴収票・生命保険料の支払証明書・その他の証明書をここにはってください。

竹原市税等口座振替（依頼・解約）書　兼　自動払込利用申込書（依頼166・解約176）

37

取扱金融機関　御中　　年　　月　　日

納付義務者 （国民健康保険税は世帯主名）	住所		
	フリガナ	印	電話番号
	氏名		

口座名義人 上記納付義務者と異なる場合のみご記入ください	住所		氏名 フリガナ

指定預（貯）金口座	いずれか希望されるほうのみにご記入ください	ゆうちょ銀行以外の金融機関	銀行 協同組合 農協 組合 金庫	本店 支店	口座番号（右詰め）			届出印
			金融機関コード	店舗コード	預金種別（該当に○）			
					普通	当座	納税準備	
		ゆうちょ銀行	金融機関コード	通帳記号（6桁目がある場合は※欄にご記入ください）			通帳番号（右詰め）	届出印
			9900	1 ・・・・ 0	※			
			払込先口座番号	01360-1-960056			払込先加入者名	竹原市会計管理者

私が竹原市に納付する下記の市税・料金等を上記指定口座から口座振替の方法で納付したいので、約定を確認のうえ依頼します。

項目（該当番号に○）	契約種別	振替開始（廃止）時期	納付方法（該当に○）				振替日
1 市・県民税（普通徴収）	(35)	年度　期分から	全納	期別	解約		6、8、10、1月末日、全納は6月末日
2 固定資産税（共有分も含む）	(35)	年度　期分から	全納	期別	解約		4、7、12、2月末日、全納は4月末日（12月は25日）
※振替を希望しない共有分がある場合はご記入ください。（　　）							
3 軽自動車税 ※車両別での振替不可	(35)	年度分から	定期		解約		5月末日
4 国民健康保険税（普通徴収）	(35)	年度　期分から	期別		解約		7～2月末日（12月は25日）
5 後期高齢者医療保険料（普通徴収）	(28)	年度　期分から	期別		解約		7～2月末日（12月は25日）
6 介護保険料	(28)	年度　期分から	期別		解約		7～2月末日（12月は25日）
7 市営住宅使用料	(25)	年　月分から	月別		解約		毎月末日（12月は1月4日）
8 奨学金資金貸付金	(30)	年　月分から	年別	半年別	月別	解約	毎月末日（12月は1月4日） 年別は10月末日 半年別は4、10月末日
9 竹原市奨学金基金	(30)	年　月分から	年別	半年別	月別	解約	
10 久保谷奨学金基金	(30)	年　月分から	年別	半年別	月別	解約	
11 中国生コン奨学金基金	(30)	年　月分から	年別	半年別	月別	解約	
12 修学支度金貸付金	(30)	年　月分から	半年別		解約		4、10月末日
13 保育所保育料・保育所副食費	(30)	年　月分から	月別		解約		毎月末日（12月は1月4日）
14 放課後児童クラブ保護者負担金	(30)	年　月分から	月別		解約		毎月末日（12月は1月4日）
※13、14は対象児童氏名をご記入ください。　13（　　）14（　　）							
備考							

約　定

1. 振替日は、原則として次のとおりです。
 (1)振替日が土・日・祝日の場合は翌営業日。
 (2)全納振替の場合、指定預（貯）金口座の残高が、竹原市に納付すべき金額に満たないとき、又は、依頼書の提出日が全納の扱いができない日付であるときは、各期ごとに振替されても差し支えありません。
2. 預（貯）金の支払手続きについては、当座勘定取引約定又は、普通預（貯）金約定等に関わらず、私が行うべき当座小切手の振出又は、預（貯）金通帳及び預（貯）金払戻請求書の提出などをしませんから、貴行所定の方法で処理してください。
3. 振替納付日に、指定預（貯）金口座の残高不足により、引落できないときは、取扱金融機関は私に事前に通知することなく振替の取りやめ等、貴行が適当と認める方法で処理してください。
4. この口座振替契約は、貴行又は竹原市が必要と認めたときは、解除されても異議はありません。また、私の都合により、この契約を解約又は変更する場合は、貴行及び竹原市に口座振替（依頼・解約）書を提出いたします。
5. 依頼書を提出した日によっては、提出直後の納期分の市税等について、竹原市の取扱の都合上やむを得ず納付書が私あてに送付されるか、又は変更前の口座で振替されても異議はありません。
6. 私が竹原市に納付した税等について還付金が生じたときは、この口座へ振替されても異議はありません。
7. この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴行の責めによるものを除き、貴行には迷惑をかけません。
8. ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

金融機関承諾印 取扱店日附印欄

【金融機関使用欄】

金融機関保管用	不備返却事由：1. 印鑑相違　2. 口座番号相違　3. 預金種別相違　4. 預金者名義相違 5. 該当口座なし　6. その他（　　）

竹原市税等口座振替（依頼・解約）書　兼　自動払込受付通知書（依頼166・解約176）

37

取扱金融機関　御中　　年　　月　　日

納付義務者 （国民健康保険税は世帯主名）	住所		
	フリガナ	印	電話番号
	氏名		
口座名義人 上記納付義務者と異なる場合のみご記入ください	住所		氏名　フリガナ

指定預（貯）金口座	いずれか希望されるほうのみにご記入ください	ゆうちょ銀行以外の金融機関	銀行・協同組合・金庫　本店・支店・出張所				口座番号（右詰め）	届出印
			金融機関コード	店舗コード	預金種別（該当に○）			
					普通	当座	納税準備	
		ゆうちょ銀行	金融機関コード	通帳記号（6桁目がある場合は※欄にご記入ください）			通帳番号（右詰め）	届出印
			9900	1　　0	※			
			払込先口座番号	01360-1-960056			払込先加入者名	竹原市会計管理者

私が竹原市に納付する下記の市税・料金等を上記指定口座から口座振替の方法で納付したいので、約定を確認のうえ依頼します。

項目（該当番号に○）	契約種別	振替開始（廃止）時期	納付方法（該当に○）				振替日
1 市・県民税（普通徴収）	(35)	年度　期分から	全納	期別	解約		6、8、10、1月末日、全納は6月末日
2 固定資産税（共有分も含む）	(35)	年度　期分から	全納	期別	解約		4、7、12、2月末日、全納は4月末日（12月は25日）
※振替を希望しない共有分がある場合はご記入ください。（　　）							
3 軽自動車税 ※車両別での振替不可	(35)	年度分から	定期		解約		5月末日
4 国民健康保険税（普通徴収）	(35)	年度　期分から	期別		解約		7～2月末日（12月は25日）
5 後期高齢者医療保険料（普通徴収）	(28)	年度　期分から	期別		解約		7～2月末日（12月は25日）
6 介護保険料	(28)	年度　期分から	期別		解約		7～2月末日（12月は25日）
7 市営住宅使用料	(25)	年　月分から	月別		解約		毎月末日（12月は1月4日）
8 奨学金資金貸付金	(30)	年　月分から	年別	半年別	月別	解約	毎月末日（12月は1月4日） 年別は10月末日 半年別は4、10月末日
9 竹原市奨学金基金	(30)	年　月分から	年別	半年別	月別	解約	
10 久保谷奨学金基金	(30)	年　月分から	年別	半年別	月別	解約	
11 中国生コン奨学金基金	(30)	年　月分から	年別	半年別	月別	解約	
12 修学支度金貸付金	(30)	年　月分から	半年別		解約		4、10月末日
13 保育所保育料・保育所副食費	(30)	年　月分から	月別		解約		毎月末日（12月は1月4日）
14 放課後児童クラブ保護者負担金	(30)	年　月分から	月別		解約		毎月末日（12月は1月4日）
※13、14は対象児童氏名をご記入ください。　13（　　）14（　　）							
備考							

【竹原市役所使用欄】

口座振替が複数の課に及ぶ場合は，受付課は必ず担当課へコピーを送付すること。

収納	医療年金	介護	住宅	子ども	教育	備考

個人番号	受付	入力	確認

金融機関承諾印 取扱店日附印欄

竹原市保管用

竹原市税等口座振替（依頼・解約）書　兼　自動払込利用申込書（依頼166・解約176）（お客さま控え）

37

取扱金融機関　御中　　年　　月　　日

納付義務者 （国民健康保険税は世帯主名）	住所		
	フリガナ	印	電話番号
	氏名		
口座名義人 上記納付義務者と異なる場合のみご記入ください	住所		氏名　フリガナ

指定預（貯）金口座	いずれか希望されるほうのみにご記入ください	ゆうちょ銀行以外の金融機関	銀行・協同組合・金庫　本店・支店・出張所			口座番号（右詰め）	届出印
			金融機関コード	店舗コード	預金種別（該当に○） 普通　当座　納税準備		
		ゆうちょ銀行	金融機関コード	通帳記号（6桁目がある場合は※欄にご記入ください）		通帳番号（右詰め）	届出印
			9900	1　　0	※		
			払込先口座番号	01360-1-960056		払込先加入者名	竹原市会計管理者

私が竹原市に納付する下記の市税・料金等を上記指定口座から口座振替の方法で納付したいので、約定を確認のうえ依頼します。

項目（該当番号に○）	契約種別	振替開始（廃止）時期	納付方法（該当に○）				振替日
1 市・県民税（普通徴収）	(35)	年度　期分から	全納	期別	解約		6、8、10、1月末日、全納は6月末日
2 固定資産税（共有分も含む）	(35)	年度　期分から	全納	期別	解約		4、7、12、2月末日、全納は4月末日（12月は25日）
※振替を希望しない共有分がある場合はご記入ください。（　　）							
3 軽自動車税 ※車両別での振替不可	(35)	年度分から	定期		解約		5月末日
4 国民健康保険税（普通徴収）	(35)	年度　期分から	期別		解約		7～2月末日（12月は25日）
5 後期高齢者医療保険料（普通徴収）	(28)	年度　期分から	期別		解約		7～2月末日（12月は25日）
6 介護保険料	(28)	年度　期分から	期別		解約		7～2月末日（12月は25日）
7 市営住宅使用料	(25)	年　月分から	月別		解約		毎月末日（12月は1月4日）
8 奨学金資金貸付金	(30)	年　月分から	年別	半年別	月別	解約	毎月末日（12月は1月4日） 年別は10月末日 半年別は4、10月末日
9 竹原市奨学金基金	(30)	年　月分から	年別	半年別	月別	解約	
10 久保谷奨学金基金	(30)	年　月分から	年別	半年別	月別	解約	
11 中国生コン奨学金基金	(30)	年　月分から	年別	半年別	月別	解約	
12 修学支度金貸付金	(30)	年　月分から	半年別		解約		4、10月末日
13 保育所保育料・保育所副食費	(30)	年　月分から	月別		解約		毎月末日（12月は1月4日）
14 放課後児童クラブ保護者負担金	(30)	年　月分から	月別		解約		毎月末日（12月は1月4日）
※13、14は対象児童氏名をご記入ください。　13（　　）14（　　）							
備考							

約　定

1. 振替日は、原則として次のとおりです。
 (1)振替日が土・日・祝日の場合は翌営業日。
 (2)全納振替の場合、指定預（貯）金口座の残高が、竹原市に納付すべき金額に満たないとき、又は、依頼書の提出日が全納の扱いができない日付であるときは、各期ごとに振替されても差し支えありません。
2. 預（貯）金の支払手続きについては、当座勘定取引約定又は、普通預（貯）金約定等に関わらず、私が行うべき当座小切手の振出又は、預（貯）金通帳及び預（貯）金払戻請求書の提出などをしませんから、貴行所定の方法で処理してください。
3. 振替納付日に、指定預（貯）金口座の残高不足により、引落できないときは、取扱金融機関は私に事前に通知することなく振替の取りやめ等、貴行が適当と認める方法で処理してください。
4. この口座振替契約は、貴行又は竹原市が必要と認めたときは、解除されても異議はありません。また、私の都合により、この契約を解約又は変更する場合は、貴行及び竹原市に口座振替（依頼・解約）書を提出いたします。
5. 依頼書を提出した日によっては、提出直後の納期分の市税等について、竹原市の取扱の都合上やむを得ず納付書が私あてに送付されるか、又は変更前の口座で振替されても異議はありません。
6. 私が竹原市に納付した税等について還付金が生じたときは、この口座へ振替されても異議はありません。
7. この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴行の責めによるものを除き、貴行には迷惑をかけません。
8. ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

金融機関承諾印 取扱店日附印欄

依頼者保管用